

○ 地方分権改革などに関する各党の政権公約一覧

1 国家像 (将来の方向性)

政党	1 国家像 (将来の方向性)	
	国のかたち	道州制 (国家像としての)
01 民主党	<p>【「国のかたち」を変える】(P3)</p> <p>わが国は明治維新、戦後という大きな変革を経て「国のかたち」を大きく変えてきました。そして今、私たちは新たな「国のかたち」の変革を迫られています。</p> <p>対外的には、日米同盟を基軸としつつ、アジア諸国との連携を強化することが重要です。EPA・FTAに積極的に取り組み、人やモノの交流を活性化させ、特にアジアを中心とする経済の活力を国内に取り込んでいきます。文化や芸術の面でも交流を加速し、世界に開かれた日本をつくります。</p> <p>国内では、大胆な地域主権改革を実行します。地域主権改革は地域の自立を促す改革であり、そのために権限や財源の移譲に取り組みます。地域のことは地域で決められる仕組みをつくることで、明治以来の中央集権体制を改めます。</p> <p>鳩山内閣から受け継いだ「新しい公共」は、これまで役所の仕事とされていた「公共」を広く多くの国民が担う、新たな社会づくりの提案です。全ての人が社会に参加し、人を支え、人の役に立つチャンスがある社会。その中で誰もが孤立化することなく、自らの存在を確認し、そして社会の一員として責任を担う。そのような社会の実現をめざして、NPOなど公益的活動の支援、地域への権限移譲、官民の協働関係の構築などを進めていきます。</p>	
02 自民党	<p>【新しい時代にふさわしい国づくりのための自主憲法を制定します】(P3)</p> <p>日本らしい日本の姿を示し、世界に貢献できる新憲法の制定を目指します。</p> <p>1 憲法審査会の始動</p> <p>「国民投票法」による国会法改正によって、衆参両院に「憲法審査会」が設置され、本格施行の本年5月までの3年間の準備期間に、この「憲法審査会」において憲法改正に向けた論点整理を行うべきとされてきました。しかし「憲法審査会」は、民主党などの反対で衆参両院において今もって開催されておられません。このような違法状態を早急に解消し、衆参両院に「憲法審査会」を始動させ、憲法論議を行います。</p> <p>2 「憲法改正原案」の国会提出</p> <p>「国民投票法」の施行にともない、「憲法改正原案」を衆参両院に提出することが可能となりました。わが党は、国民の理解を得つつ、「憲法改正原案」の国会提出を目指して、着実に憲法改正に取り組んでいきます。</p> <p>【260 三権分立の堅持】(P41)</p> <p>立憲主義は、「民主(国民主権原理)」と「自由(三権分立原理)」の二つの基本原理で構成されます。民主党の政治主導は、国民主権原理に偏り自由を軽視しています。わが党は、「民主」と「自由」を尊重した三権分立を堅持します。</p>	<p>【135 道州制の推進】(P23)</p> <p>民主党政権が掲げる「地域主権」は、あいまいなキャッチコピーにすぎません。わが党が目指す地方分権型国家には、住民に身近な行政は市町村、広域的な行政や市町村間の調整は道州がそれぞれ担い、国は外交・防衛など国家全体の利益に直接関わる事務に限定するという明確なビジョンがあります。道州制の導入による地方分権の推進を図るため、道州制基本法を早期に制定します。</p>
03 公明党	<p>【憲法】(P42)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公明党は現行憲法を高く評価し、①国民主権主義②基本的人権の保障③恒久平和主義三原則を堅持します。その上で時代の進展とともに提起されている環境権やプライバシー権などを新たに憲法に加える「加憲」の立場をとっています。憲法第9条についても、第1項、第2項を堅持した上で、自衛隊の存在や国際貢献等について、「加憲」の論議の対象として慎重に検討していきます。 憲法をめぐる議論については、まず、現行憲法と現実との乖離をめぐって徹底的な検証が必要です。どの条文を変える必要があるか、あるいは条文を変えるまでもなく新たな立法や行政の強化などで要請に応えることが可能であるかどうかなど、幅広い視点で点検する必要があると考えます。 そうした作業をする場として衆参両院の憲法審査会が活用されるべきだと公明党は考えてきました。ところが、その憲法審査会の設置が盛り込まれた「憲法改正のための国民投票法」が成立したにもかかわらず、民主党、社民党、共産党などの反対で、議論することはおろか審査会は始動しないまま、3年が経ちました。その結果、同法は施行されたにもかかわらず、決められたルールを守らない勢力のために、国会 	<p>【真の地方分権へ、地域主権型道州制を実現】(政策集P39)</p> <p>公明党は、概ね10年後の「地域主権型道州制」導入に向け、地方の実態に即した施策を推進し、真の地方分権改革を断行します。</p> <p>国のカタチを大きく変え、21世紀にふさわしい効率的な政府を確立し、地域の活性化・充実した行政サービス、住民本位の地域づくりを実現します。</p> <p>●地域主権型道州制の導入 (道州制の意義—地域活性化で日本を元気に！)</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの中央集権体制を根本から変え、中央政府の権限は国でなければできない機能に限定し、日本の各地域が、地域の生活や振興に関して独自の決定ができる権限を行使する「主権」を持つ「地域主権型道州制」を導入します。 地域主権型道州制のもと、各道州がそれぞれの地域で潜在力を発揮し、活性化や国際交流のための拠点整備を行い、自立可能な経済構造を創造することにより、日本全体に活気をもたらします。

	<p>における憲法論議は宙に浮いたままの状態です。一方、こうした状態の中で審査会に具体的な改憲案を出そうとすることも、無謀と言わざるを得ません。まずは、衆参両院の憲法審査会を正式な形で設置すべく与野党が協力すべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中央の官僚が主導するのではなく、住民本位の地域づくりを行います。そのために自治立法権、自治行政権、自治財政権を備えた地方政府を確立します。 地域主権型道州制の導入を進める中で、国の縦割り行政の解消や国と地方の二重行政の解消を図り、さらに、各道州による地域のニーズに柔軟に対応した効率的・効果的な行政と責任ある財政運営を行います。 <p>〈制度設計〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、道州、基礎自治体の3層構造とします。 基礎自治体の在り方について、福祉、教育など住民福祉を効率的に実施するため、一定の規模が望ましいところですが、原則として道州が半断することとします。 国民生活に関する行政は、一義的に基礎自治体が担い、広域的な補完は道州が行うこととします。 道州には道州議会を設け、道州の首長および議会議員は、その地域の住民による直接選挙で選出します。 <p>〈道州制移行の道筋〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣に「検討機関」を設置し、3年を目途に「道州制基本法」を制定します。 概ね10年後から移行します。
04 社民党	<p>【再建01 平和・人権】(P4)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平和憲法の理念を政治にいかします。「憲法審査会」を動かしません。 	
05 国民新党	<p>【8. 平成の自主憲法創設へ 憲法論議の再開促進】(P11)</p> <p>第二次世界大戦後の被占領期に公布されて以来、60年以上の長きにわたり改正される事なかった現行憲法は9条に代表される国防上の問題点のみならず、時代変化に応じた人権・環境問題への対応上の問題や一票の価値、解散権等に代表される選挙・国会運営上の問題など様々な問題点が指摘されてきています。私達は我が国の伝統や文化を守ると共に、国際社会で期待される役割を我が国が凛として果たしてゆく為に平成の自主憲法制定を目指してゆきます。</p>	
06 共産党	<ul style="list-style-type: none"> 私たちのめざす社会主義・共産主義とは、民主主義と自由の成果をはじめ、資本主義時代の価値ある成果のすべてが、受け継がれ、いっそう発展させられる社会です。私たちは、まず資本主義の枠内で、「国民が主人公」の民主主義日本への改革をおこない、そのうえで国民多数の合意を得て、社会主義への道に踏み出すことを展望しています。(公約 P10) 日本共産党は、憲法の前文をふくむすべての条項をまもり、とりわけ、平和・人権・民主主義を豊かに保障した条項を完全に実施することをめざします。その立場から、解釈であれ明文であれ、改憲につながる一切の策動を許さず、思想信条、党派の違いを超えた共同をさらに発展させるために全力をあげます。(政策 P23) 	
07 みんなの党	<p>【I 増税の前にやるべきことがある】(P1)</p> <p>○ストップ! 「役人天国」</p> <ol style="list-style-type: none"> 国家公務員の数を大幅削減し、給与もカットする 税金のムダ遣いの元凶、官僚の天下りを全面禁止する 予算をゼロベースで見直し、「埋蔵金」(30兆円)を1円残らず発掘する(後掲) 独立行政法人は原則廃止・民営化し、公益法人を抜本改革する 官製談合を撲滅し、随意契約・指名競争入札を廃止・監視強化する 09年度補正予算の執行を停止し、抜本組み替えを行う 上記の行財政改革を早急に実現するため、官邸に「霞が関改革会議」を設置する。 <p>○ストップ! 「議員天国」</p> <ol style="list-style-type: none"> 国会議員の数を大幅削減し、給与をカットする 議員特権を廃止する 政治家個人への企業・団体献金(政治腐敗の元凶)を即時全面禁止する 政治家の世襲を制限する 	<p>【III 「地域主権型道州制」の導入で格差を是正する】(P9)</p> <p>我々「みんなの党」は、「脱中央集権」を図り、「地域主権型道州制」を我が国の「新しい国のかたち」とする。地方を元気にするには、国民に一番身近な地域が政治の主体となり、地域住民のための政治を行うことが不可欠である。東京の霞が関で仕事をしている官僚に、地域のことはわからないし関心もないのだ。</p> <p>この「新しい国のかたち」の下では、国・中央省庁が行っている仕事の多くは基礎自治体に移譲され、中央省庁は必然的に解体・再編される。また、基礎自治体の行っている仕事の一部は民間のNPOなどに委ねられる。その上で、道州は、基礎自治体では対応できないインフラ整備、災害対策等の広域行政を担う。</p> <p>我々「みんなの党」は、今後7年以内に、この「地域主権型道州制」の導入を目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 地方自治体へ3ゲン(権限・財源・人間)を移譲し、地域のことは地域で決める <ol style="list-style-type: none"> 各省庁の「ひも付き補助金」(19兆円)と「地方交付税」(16兆円)を廃止し、それに見合う財源を地方自治体に移譲。その第一歩として10年度には国と地方の税源配分5:5に。その後、順次、権限移譲に伴い地方配分比率を嵩上げ。

	<p>5. 政党の民主的運営や透明性を確保する</p> <p>○政治主導で国民が主役の政治にする</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民の代表者たる首相を中心に政治主導で国家戦略を策定する 2. 内閣人事局（官邸）が幹部人事を掌握し、総合職を一括採用する 3. 内閣予算局（官邸）が予算編成権（カネ）を掌握する 4. 政治主導の枠組みを確立する 5. 行政を情報公開で「ガラス張り」にする 	<ol style="list-style-type: none"> 2. 地方交付税の廃止にともない、国主導ではない自治体間の財政調整の仕組みを法制化。 3. 国の直轄事業は段階的に縮小・廃止し、地方に移管。地方の負担金は、10年度から維持管理費負担金を廃止し、本体部分も直轄事業の地方移管等にもない廃止。 4. 地方自治体が行う事務に対する国の「義務付け・枠付け」を廃止し、自主立法権、課税自主権、住民参加等を充実し地方政府を確立。 5. 以上の地方分権改革の進め方については、国と地方自治体との協議（自治体からの提案権を含む。）等の法的枠組みを設け、そこで具体的に決定。その一環として、地方公務員制度改革も、国家公務員に準じて、地方自治体主導で推進。 <ol style="list-style-type: none"> 2. 新たな「国のかたち」＝地域主権型道州制を導入し、霞が関は解体・再編する <ol style="list-style-type: none"> 1. 7年以内に「地域主権型道州制」に移行。そのため、内閣に道州制担当専任大臣を設置し、道州制の理念、実現までの工程表、地方の代表も参加した遂行機関の設置等を明記した「道州制基本法」を10年度中に制定。 2. 国の中央省庁の役割は、外交・安全保障、通貨、マクロ経済、社会保障のナショナルミニマム等に限定し、大幅に縮小・再編。地方出先機関は一部（徴税、海上保安等）を除いて先行的に移管又は廃止。 3. 上記にともない、消費税、法人税等の税財源、国の資産・負債を再編成。消費税は地方の基幹・安定財源とする。
08 新党改革		<p>【計画6 地方分権】(P12)</p> <p>■廃県置州</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の国際的な原則に、「ニア・イズ・ザ・ベター（近ければ近い程良い）」があります。これは考えてみれば当然のことで、住民の生活にいちばん密着している行政組織が、地域の実情にあったきめ細やかなサービスを提供した方が良いということです。 ・ 明治維新の際、日本は廃藩置県によって、274 あった藩を廃止して、地方の統治を中央の管轄下に移しました。これは欧米列強による植民地化を防ぐ手段でした。 ・ 時代は変わり、国の政府を小さくし効率的にし、きめ細かい行政を地域ごとで行うことが望まれています。 ・ この国の新たなかたちづくりの総仕上げとして、中央集権国家から地方分権国家への組み替えである「廃県置州」を実行します。国に残すのは外交、防衛、財務、法務、内閣の機能だけとし、あとは、財源も人材も全ての権限を地方に移譲します。 ・ 出来上がった、北海道、東北州、関東州、中部州、関西州、四国州、中国州、九州という8つの道と州は、それぞれが一つの独立国として機能し、日本はミニ国家の集合体になります。各道州は、国の画一的な政策に縛られずに、教育、文化、インフラ、物流、産業の各分野において、地域の特色にあった個性ある国づくりを行っていきます。
09 たちあがれ	<p>【(3)強い政治】(P8)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自分の国の安全と安心は自らの手で守る <p>日本人には、自助自立の精神、礼節の心、羞恥の文化などが長く息づいてきました。これらを「国のかたち」に体現させ、経済にとどまらない真の豊かさを作っていくことが重要です。日本の良き伝統と文化を断固として守りながら、激動する国際情勢と世界経済の現実を見据えて、強い経済と強いふるさとを作るために、変革すべきものは正面から変えていきます。私たちは、開かれた保守の考え方で「凛とした安心社会」を目指します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自主憲法制定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の国は自らの力で守る。憲法審査会を早期に始動し、超党派で日本の伝統と文化、国民の生命と財産を守り、国際社会の一員としての責任を果たすため自主憲法制定を目指します。「たちあがれ日本」はその中核となります。 ・ 憲法98条第2項を踏まえ、国連加盟国としての義務を果たすことができるよう、集団的自衛権の解釈を適正化します。 	<p>【5 強いふるさと】(P13)</p> <p>③道州経済圏で国際競争力を高めていく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの「市町村合併、地方分権」では、行政の「枠組みいじり」が先行してきました。今後、力強い道州制を実現していくには、各ブロック経済圏の競争力強化が必須です。アジアの新興国と連携し、競争する道州経済圏づくりに向けて、経済の立場から「道州制」を進めます。

2 地域主権（地方分権）改革・道州制

政 党	2 地域主権（地方分権）改革・道州制	
	地域主権（地方分権）改革他	(税)財政（交付金）
01 民主党	<p>【「国のかたち」を変える】(P3)</p> <p>わが国は明治維新、戦後という大きな変革を経て「国のかたち」を大きく変えてきました。そして今、私たちは新たな「国のかたち」の変革を迫られています。</p> <p>国内では、大胆な地域主権改革を実行します。地域主権改革は地域の自立を促す改革であり、そのために権限や財源の移譲に取り組みます。地域のことは地域で決められる仕組みをつくることで、明治以来の中央集権体制を改めます。</p> <p>【9 地域主権】(P17)</p> <p>「地域主権改革」で、地域の活力を再生します。</p> <p>地域の権限や財源を大幅に増やし、地域のことは地域で決められるようにします。</p> <p>○より質の高い住民サービスが確保できるよう、福祉事務所の設置や公園に関する基準などは、身近な自治体が決められるようにします。</p> <p>【強い財政】(P8)</p> <p>《今すぐやること》</p> <p>○2011年度以降、3年単位で予算の大枠を定める 「中期財政フレーム」に沿って財政を運営します。</p> <p>○新たな政策の財源は、既存予算の削減または収入増によって捻出することを原則とします。</p> <p>○2011年度の国債発行額は、2010年度発行額を上回らないよう、全力をあげます。</p> <p>○事業仕分けなどを活用したムダづかいのさらなる削減、政策の優先順位の明確化、歳入・歳出両面における総予算の見直しに取り組みます。</p> <p>《中期目標》</p> <p>○2015年度までに基礎的財政収支の赤字（対GDP比）を、2010年度の1/2以下にします。</p> <p>《長期目標》</p> <p>○2020年度までに基礎的財政収支の黒字化を達成します。</p> <p>○2021年度以降において、長期債務残高の対GDP比を安定的に低下させます。</p> <p>[実現したこと] (P20)</p> <p>【35. 国と地方の関係を対等な関係へ】</p> <p>○国と地方が対等な立場で政策について協議を行うため、「国と地方の協議の場」を設置するための法案を提出しました。</p>	<p>【9 地域主権】(P17)</p> <p>「地域主権改革」で、地域の活力を再生します。</p> <p>地域の権限や財源を大幅に増やし、地域のことは地域で決められるようにします。</p> <p>○地方が自由に使える「一括交付金」の第一段階として、2011年度に公共事業をはじめとする投資への補助金を一括交付金化します。引き続き、さらなる一括交付金化を検討します。</p> <p>○国直轄事業に対する地方の負担金廃止に向けて、引き続き取り組みます。</p> <p>[実現したこと] (P20)</p> <p>【36. 地方の負担金の廃止】</p> <p>○国直轄の公共事業に対する地方の負担金の全廃に向けて、2010年度に道路、河川などに関する維持管理にかかわる負担金を廃止しました。</p>
02 自民党	<p>【36 次代を見据えた財政構造改革】(P8)</p> <p>国・地方の債務残高対GDP比を2010年代半ばにかけて安定化させ、2020年代初めには安定的に引き下げます。このため、今後10年以内に国・地方のプライマリー・バランス黒字化の確実な達成を目指します。まずは景気を回復させ、5年を待たずに国・地方のプライマリー・バランス赤字の対GDP比の半減を目指します。また、財政健全化目標の実現と新たな施策実施の両立を図るため、新たな施策には、そのための恒久的な財源を確保する原則を徹底します。こうした国等の責任ある財政運営を確保する「財政健全化責任法」を早期に成立させます。</p>	<p>【130 総額2兆円の緊急交付金の実施】(P23)</p> <p>地方公共団体が特色ある政策を速やかに実施できるよう、われわれが“政治主導”で創設した臨時交付金を復活させ、地域を守ります。当面は、地方公共団体が地域経済活性化や雇用創出に活用できる「地域経済対策緊急交付金」(1兆円)と「地域雇用創出緊急交付金」(1兆円)を実現します。</p> <p>【132 地方分権の推進策】(P23)</p> <p>直轄事業を基幹的・広域的な事業に限定するとともに自治体との事前協議・情報開示の徹底などを基本として、直轄事業負担金制度を抜本的に見直し。</p>

	<p>【132 地方分権の推進策】(P23) 地方分権改革の当面の推進策として、①地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ、義務付け・枠付けの見直しを実施、②地方公共団体の安定的な財政運営に不可欠な地方税、地方交付税等の一般財源を確保、③直轄事業を基幹的・広域的な事業に限定するとともに自治体との事前協議・情報開示の徹底などを基本として、直轄事業負担金制度を抜本的に見直し、④国の出先機関を地方分権改革推進委員会の勧告に沿って廃止・縮小を実施することとします。また、道州制の導入にあわせて、地方出先機関の一元化等を推進します。</p> <p>【133 分権の推進に伴う地方の機能強化】(P23) 国と地方の徹底的な議論が行えるよう、全国知事会など地方六団体の法的位置づけの明確化を図ります。また、地方分権の推進に伴い役割が拡大する地方議会を充実・強化するため、議会の諸機能を強化するとともに、政治活動との区別を踏まえ、住民意思の把握などを含めた地方議会議員の職責・職務の範囲を法制化し、明確化することを目指します。</p> <p>【134 指定都市制度のあり方の見直し】(P23) 指定都市制度は創設から50年以上が経過し、この間、指定都市を取り巻く環境も大きく変化しています。指定都市が地域特性や実情にあわせた行政を担うことができるよう、広域自治体と指定都市のあり方などについて検討します。</p>	
03 公明党	<p>【真の地方分権へ、地域主権型道州制を実現】(政策集P39)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国の出先機関の廃止・縮小 <ul style="list-style-type: none"> ・国の出先機関について、地方分権改革推進委員会の第2次勧告に基づき国と地方の役割分担を明確にし、事業の仕分けを行い、出先機関の廃止・縮小を大胆に実施します。そして国の事務・権限を大幅に地方に移譲します。道州制の導入の際には、ブロック別機関については、道州制への移行を含め大胆な見直しを図ります。 ●「義務付け・枠付け」の廃止と権限移譲 <ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革推進委員会の累次の勧告を踏まえ、国が地方公共団体に対し事務の処理又はその方法を義務付けるいわゆる「義務付け・枠付け」を廃止し、権限移譲を進めます。 ●市町村合併の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併を進め、1,000の基礎自治体をめざします。 ●定住自立圏構想等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地方への人口定住を促進するため、中心市と周辺市町村が協定に基づき相互に連携する「定住自立圏構想」により圏域ごとに生活に必要な機能を確保するとともに、都市から地方への移住・交流を促進します。 ●第三者機関の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革推進委員会が終了したことを踏まえ、さらなる地方分権改革推進のため、政府に対し必要な勧告を行い意見を述べるができる第三者機関を設置します。 ●直轄事業負担金制度を廃止、地域視点の公共事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ムダな公共事業は即時廃止し、地域のニーズとコスト削減意識を持ちつつ、真に必要な社会資本整備を着実に実行します。また、策定から一定期間を経過した大型公共事業については大胆に見直し、必要に応じ計画打ち切りを断行します。 ・地方自治体単位の基盤整備にとどまらず、地方分権を視野に、画一的な国土政策から地域の特性やニーズを反映する広域ブロックでの基盤整備による地域活性化を支援します。 	<p>【真の地方分権へ、地域主権型道州制を実現】(政策集P39)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地方の税財源の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・自立した基礎自治体の構築のため、課税自主権を拡大し、地方交付税の財政調整機能に配慮しながら交付税の確保、補助金の大幅縮小、税源配分の見直しを一体的に検討し、国と地方の税源比率を1対1とすることをめざします。その際、地方消費税の充実を図ります。 ●直轄事業負担金制度を廃止、地域視点の公共事業 <ul style="list-style-type: none"> ・直轄事業負担金は、国と地方の役割分担を明確化し、最終的に廃止します。
04 社民党	<p>【地方分権】(P6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民自治を基本にすえた「地方自治基本法」を制定します。 ・権限や財源の移譲、地方にかかわる制度改正などについて、「国と地方の協議の場」の法制化を急ぎます。 ・政府がすすめる「地域主権」の検討に当たっては、人間の尊厳や子供の成長に深くかかわる等の観点か 	<p>【地方分権】(P6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在6対4となっている国税と地方税の割合を当面5対5にします。地方消費税の配分を1%から2.5%へと変えます。 ・地方交付税を復元・増額します。危険な橋梁の補修や電線の地中化、都市部の緑化、森林における路

	ら、国際的な人権基準に則って国が最低基準を設けるとともに、当事者や社会的弱者の声が反対されるようにします。	網整備など、自治体によるきめこまやかなインフラ整備等を支援する交付金を充実します。
05 国民新党		7. 「いきいき地方復活交付金制度」の新設(P12) 地方経済の再生の為、地方交付税を一層充実させ、更に「いきいき地方復活交付金制度」(年間3兆円程度)の新設を図ります。本制度により懸案となっている学校・病院など公共施設の耐震化、電線地中化、上下水道・浄化槽の施設更新、木製ガードレールの設置など、地域密着型公共事業への転換で地方を元気にします。 2. 地方債、過疎債、社債、地域ファンドへの運用枠拡大で地域経済の活性化(p13) 地方債・過疎債や地域をテーマとした「ご当地ファンド」、各種社債などへの運用枠の拡大を図り、地域経済から国内経済全体の底上げを図ります。
06 共産党	6. 地方切り捨て路線を転換し、地域の活性化と地方自治の発展を実現します(政策集P32) 民主党政権は、「地域主権」の実現を「内閣の改革一丁目一番地」(鳩山前首相)と位置づけ、今年夏には「地域主権戦略大綱」を策定するとしています。自民政権の「地方分権」とは「もともと発想が違う」と強調しますが、現実に進めていることは、「義務付け・枠付けの見直し」の名による保育行政の改悪や「一括交付金化」による国庫補助負担金の廃止・縮小など、小泉「改革」が敷いた「地方分権」路線の継承・推進を基本に、さらに踏み込んで具体化するものです。 「地域主権」と言うなら、福祉や医療の後退と地方支出の削減を進め、地方の疲弊を招いた「構造改革」路線を根本的に転換し、地方自治体が、「住民福祉の増進」の精神を発揮し、安心して暮らせる住民サービスの充実と生活基盤の整備、地域経済の振興・雇用の確保で元気な地域づくりなどを進められる財源保障を軸に、自治権の拡充をはかるべきです。 (2) 地方議会の形骸化許さず、住民代表機関としての役割を強化します 民主党政権は、「地方政府基本法の制定」＝地方自治法の「抜本的見直し」を地域主権戦略の柱の一つに掲げています。いま総務大臣のもとで検討されているのは、「自治体の基本構造のあり方―議会と長の関係」などです。わが国の地方自治体は、憲法で、首長と議会議員がそれぞれ住民の直接投票で選挙される「二元代表制」と定め、地方自治法で議会と執行機関(首長・行政)のそれぞれの役割と権限、関係を明確にしています。いま議論されているのは、もっぱら「二元代表制のもとで、議員が執行機関に入ることは是非か」です。民主党が、「憲法提言」(05年)で、憲法を改正して地方自治体が「二元代表制」をとるかどうかを自治体の選択にすることを提起していることが背景にあります。 しかし、いま憲法と地方自治法が定める制度を変える必要性に迫られている地方自治体などありません。「二元代表制」のもとで首長・執行機関と議会議員が融合することになれば、現在でも強大な執行権限をもつ首長に対して、議会議員の役割と権限がより縮小することになりかねません。多くの地方自治体でいま求められているのは、首長の行政運営に住民の意思がより反映されること、そのためにも議会の構成と活動に民意が公正に反映され、民為的運営、行政に関するチェックと調査、政策能力の向上がはかれることです。 地方議会の形骸化につながりかねない地方自治法の「見直し」に反対し、住民に開かれた住民代表機関として地方議会の権限と活動の強化をはかります。	6. 地方切り捨て路線を転換し、地域の活性化と地方自治の発展を実現します(政策集P32) (1) 福祉・教育への国の責任後退を許さず、地方財源を保障します 地方自治体が「住民福祉の増進を図る」ために必要な財源を保障します。福祉や教育など国の責任を後退させず、逆に、医療や介護、子育て、教育への国の負担を充実させます。国が責任を持つべき社会保障についてナショナルミニマム(最低基準)や標準を定めるとともに、自治体が独自に上乗せできる財源を保障します。公共事業などの補助金については、地方の現状と要望をふまえてムダをなくすとともに運用の制度改善をはかります。 自公政権のもとで削減された地方交付税を回復します。民主党政権は今年度の税制改正大綱で「地方消費税の充実」を明記しましたが、消費税の大幅増税に直結するものであり、きびしく反対します。
07 みんなの党	【Ⅲ 「地域主権型道州制」の導入で格差を是正する】(P9) 1. 地方自治体へ3ゲン(権限・財源・人間)を移譲し、地域のことは地域で決める 4. 地方自治体が行う事務に対する国の「義務付け・枠付け」を廃止し、自主立法権、課税自主権、住民参加等を充実し地方政府を確立。 5. 以上の地方分権改革の進め方については、国と地方自治体との協議(自治体からの提案権を含む)等の法的枠組みを設け、そこで具体的に決定。その一環として、地方公務員制度改革も、国家公務員に準じて、地方自治体主導で推進。	【Ⅲ 「地域主権型道州制」の導入で格差を是正する】(P9) 1. 地方自治体へ3ゲン(権限・財源・人間)を移譲し、地域のことは地域で決める 1. 各省庁の「ひも付き補助金」(19兆円)と「地方交付税」(16兆円)を廃止し、それに見合う財源を地方自治体に移譲。その第一歩として10年度には国と地方の税源配分5:5に。その後、順次、権限移譲に伴い地方配分比率を嵩上げ。 2. 地方交付税の廃止にともない、国主導ではない自治体間の財政調整の仕組みを法制化。 3. 国の直轄事業は段階的に縮小・廃止し、地方に移管。地方の負担金は、10年度から維持管理費負担金を廃止し、本体部分も直轄事業の地方移管等にもない廃止。

		<p>2. 新たな「国のかたち」＝地域主権型道州制を導入し、霞が関は解体・再編する【再掲】</p> <ol style="list-style-type: none"> 7年以内に「地域主権型道州制」に移行。そのため、内閣に道州制担当専任大臣を設置し、道州制の理念、実現までの工程表、地方の代表も参加した遂行機関の設置等を明記した「道州制基本法」を10年度中に制定。 国の中央省庁の役割は、外交・安全保障、通貨、マクロ経済、社会保障のナショナルミニマム等に限定し、大幅に縮小・再編。地方出先機関は一部（徴税、海上保安等）を除いて先行的に移管又は廃止。 上記にともない、消費税、法人税等の税財源、国の資産・負債を再編成。消費税は地方の基幹・安定財源とする。
08 新党改革	<p>【計画6 地方分権】(P12)</p> <p>■一国二制度、大阪特区構想</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃県置州による地方分権の実現は、憲法改正を行わなければ実現に踏み切ることはできず、これには、相当な時間を要します。 本格導入の前段階、革命的な実験の場として、特区を設けます。地域が責任を持って、独自のルールに沿った制度・行政モデルを容認し、新たな国の活性化モデルとする特区です。これは、日本国内に2つの制度があるということで「一国二制度」と言えます。 この第一弾として、知事が賛同している大阪府で実践します。「大阪特区」では、税率や規制も大阪府が決めます。「大阪特区構想」を通じて、大阪を元気にし、その元気を他の地域にも伝播させ、日本を元気にします。 	<p>【計画6 地方分権】(P12)</p> <p>■消費税の地方財源化、福祉目的税化</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が巨額の借金を抱え、財政危機に陥っている現状や、高齢化の進展によって社会福祉に一層の財源が必要になることを考えれば、消費税増税の議論は避けて通れません。行政のムダを排除することは、当然の前提ですが、2020年頃には消費税率を10%以上にしなければ、財政は立ち行かなくなります。法人税減税などとともに、税制全体の見直しを行います。 二桁の消費税をかける場合には、食品とそれ以外というように、複数税率を導入し、生活への影響を最小限に食い止めます。また、消費税は地方財源とした上で、福祉目的税化し、地域の実情にあった福祉サービスを提供するための財源へと、税制改革を断行します。
09 たちあがれ		

3 税制（消費税）改革

政党	3 税制（消費税）改革			
	消費税（地方消費税を含む）関係	地方税制関係	環境税（自動車関係諸税）関係	その他税制関係
01 民主党	<p>【強い財政】(P8) ≪今すぐやること≫ ○早期に結論を得ることをめざして、消費税を含む税制の抜本改革に関する協議を超党派で開始します。</p>	<p>【実現したこと】(P20) 【18. 租税特別措置の見直し】 ○税制の特例として税負担を軽減する措置である租税特別措置などのうち、国税で41項目、地方税で57項目を廃止または縮減し、同時に全ての租税特別措置を検証するための法律を制定しました。</p>	<p>【10 交通政策・公共事業】(P8) ○自動車重量税・自動車取得税は簡素化とグリーン化の観点から、全体として負担を軽減します。</p> <p>【引き続き取り組みます】(P21) 〈暫定税率廃止〉 ガソリン価格が比較的低価格で推移していたこと、税収の急落、環境への配慮などから、ガソリン税などの暫定税率の水準を維持しました。</p>	
02 自民党	<p>【38 安心社会実現に向けた税制抜本改革】(P9) 消費税を含む税制抜本改革については、平成21年度税制改正法附則や「中期プログラム」による道筋に沿って実施します。これにより、安心で豊かな福祉社会及び公正で活力ある社会を実現します。</p> <p>消費税については、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引き上げに要する費用を賄うとともに、これからも増加が見込まれる年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策の費用に全額を充てることを予算・決算において明確にした上で、経済成長戦略とムダ削減の不断の努力を行いつつ、消費税の税率を引き上げます。</p> <p>消費税率等については、</p> <p>(1) 少子化対策や年金・医療・介護の機能強化に要する費用（基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引き上げ分を含む）(7兆円)</p> <p>(2) 高齢化の進展に伴う今後必要な社会保障費の自然増分（初年度1兆円）</p> <p>(3) 現在、消費税以外で賄われている年金・医療・介護にかかる費用（7.3兆円）</p> <p>等を考慮し、当面10%とすることとし、政権復帰時点で国民の理解を得ながら決定するものとします。その際、食料品の複数税率等、低所得者への配慮も併せて検討します。</p> <p>なお、抜本改革の検討に当たっては超党派による円卓会議等を設置し、国民的な合意形成を図ります。</p>	<p>【5 法人事業税等の優遇措置】(P4) 企業の本社機能、工場、データセンターなどの地方への移転を後押しするため、雇用創出・投資規模等に応じて法人事業税の優遇を行います。その他、固定資産税（地方税）などの減免を行います。</p> <p>【38 安心社会実現に向けた税制抜本改革】(P9) 地方税制については、地方分権を推進するとともに、税収が景気変動による影響を受けにくく安定的で、かつ、税源の偏在性が小さい仕組みとするため、消費税を含む税制抜本改革の一環として、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人2税のあり方を見直すこととし、もって、国と地方を通じた社会保障制度の安定的な財源の確保を目指します。</p> <p>たばこ税については、たばこ健康に関するあらゆる総合的な検討、葉たばこ農家、たばこ小売店等への影響も勘案した十分な検討が必要であり、中途半端な議論のままで引き上げを行うことは適当ではありません。</p> <p>【131 地方税財政の充実】(P23) 景気の急激な悪化に伴い地方財政は深刻な状況にあります。過疎地や離島などの税源に乏しく財政力の弱い地域を含め、いずれの地域においても、福祉・医療や教育等のサービス、警察・防災などの安全・安心に関わるサービス、住民に身近な社会資本の整備など、住民が生活に必要な行政サービスを受けられるようにする必要があります。</p> <p>地方一般財源の充実・強化を図るため、平成21年度税制改正法附則と「中期プログラム」に基づき税制の抜本的改革に取り組む際には、地方消費税の充実、地方交付税の法定率の見直し、地方法人課税のあり方を見直しによる地域間税源の偏在是正などを検討します。その際、地方の固有財源について明確にします。</p>	<p>【38 安心社会実現に向けた税制抜本改革】(P9) 自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制のあり方及び暫定税率を含む税率のあり方を総合的に見直し、その負担を軽減する方向で検討します。</p> <p>環境税については、税制全体のグリーン化を図る観点から、様々な政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討します。</p>	<p>【38 安心社会実現に向けた税制抜本改革】(P9) 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上と課税の適正化を図ります。</p>

		<p>【233 スポーツ振興体制の充実・強化】(P37) なお、ゴルフについては国民スポーツ・生涯スポーツとして確立したことから、ゴルフ場利用税のあり方を検討します。</p>		
<p>03 公明党</p>	<p>【社会保障にかかる財源の確保と税制改革】(P43) 税制の抜本改革の道筋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会、人口減少社会の中で、国民の安心と持続可能な社会保障の構築、さらには公明党が提案する「新しい福祉」の確立は、最重要の課題です。そのためには、社会保障にかかる給付と負担(財源)の議論は避けて通れません。年金、医療、介護の社会保障および子育て支援対策の機能強化を図るとともに、安定的な財源を確保するため、消費税を含む税制の抜本改革を行います。 ・消費税を含む税制の抜本改革について、実行に移せる環境の整備を図ります。具体的には、①着実な景気回復およびデフレからの脱却、②行政改革・行政のムダ排除の徹底、③社会保障の機能強化の具体化を進めます。 <p>消費税の用途は、社会保障等に限定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税収の用途は、年金、医療、介護の社会保障給付および子育て支援のための費用に限定します。消費税率の見直しに際しては、給付付き税額控除制度や複数税率など、低所得者への配慮措置を講じます。 <p>【社会保障にかかる財源の確保と税制改革】(P43) 税制抜本改革の基本的な視点</p> <p>(4) 消費税の社会保障目的税化</p> <p>消費税収の用途は、年金、医療、介護の社会保障給付および子育て支援のための費用に限定します。消費税率の見直しに際しては、給付付き税額控除制度や複数税率など、低所得者への配慮措置を講じます。</p>	<p>【4 国民のための行政の実現】(政策集P10)</p> <p>○国と地方の税源比率を1対1に</p> <p>自立した基礎自治体の構築のため、課税自主権を拡大し、地方交付税の財政調整機能に配慮しながら交付税の確保、補助金の大幅縮小、税源配分の見直しを一体的に検討し、国と地方の税源比率を1対1とすることをめざします。その際、地方消費税の拡充を図ります。</p> <p>【社会保障にかかる財源の確保と税制改革】(P43) 税制抜本改革の基本的な視点</p> <p>(8) 地方の税財源の充実</p> <p>自立した基礎自治体の構築のため、課税自主権を拡大し、地方交付税等の財政調整機能に配慮しながら交付税の確保、補助金の縮小、税源配分の見直しを一体的に検討し、国と地方の税源比率を1対1とすることをめざします。その際、地方消費税の充実を図ります。</p>	<p>【社会保障にかかる財源の確保と税制改革】(P43) 税制抜本改革の基本的な視点</p> <p>(5) 税制のグリーン化、自動車関係諸税の見直し低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進します。また、自動車関係諸税は、取得、保有、走行各段階における複数の課税について、簡素化を図る観点から見直します。特に、自動車重量税など取得、保有にかかる税目は、簡素化の上、暫定税率分は縮減します。</p>	<p>【1 「新しい福祉」を提案】(政策集P4)</p> <p>○給付付き税額控除制度の導入</p> <p>生活支援、子育て教育支援などのため、税額控除と低所得者への給付を組み合わせた「給付付き税額控除」を導入します。</p> <p>【格差是正、共生社会の実現】(政策集P26)</p> <p>○「社会保障カード」(仮称)の導入</p> <p>年金手帳や健康保険証などの役割を一元的に果たす「社会保障カード」(仮称)の早期導入を進めます。これにより、年金・医療・介護など社会保障にかかる個人の情報取得を容易にし、また税制と社会保障制度の一体的な運営の強化を図ることにより、給付付き税額控除制度や「利用者負担総合キャッシュ制度」(仮称)の実現を図ります。</p> <p>【当面する重要政治課題について】(政策集P41)</p> <p>○財政健全化に向けた基本的な視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標の設定にあたっては、中期的には国・地方の債務残高GDP比を安定化させ、さらに長期的には引き下げることを基本とします。このため、今後、国と地方のプライマリー・バランス黒字化の達成をめざします。 ・年金、医療、介護の社会保障および子育て支援対策の機能強化を図るとともに、安定的な財源を確保するため、消費税を含む税制の抜本改革を行います。単なる財政再建のための増税は行いません。 <p>【社会保障にかかる財源の確保と税制改革】(P43) 税制抜本改革の基本的な視点</p> <p>(1) 税制全般の一体的改革</p> <p>税制の抜本改革にあたっては、所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等を含め税制全般について一体的に改革します。</p> <p>(2) 格差の是正、所得再分配機能の強化</p> <p>格差の是正や所得再分配機能の強化を図るため、所得税の最高税率の引き上げや相続税の見直しを行います。</p> <p>(3) 給付付き税額控除制度の導入</p> <p>生活支援や子育て教育支援等の観点から、いわゆる「給付付き税額控除制度」を導入します。</p>

04 社民党	<p>【再建 06 地方分権】(P6)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方消費税の配分を1%から2.5%へと変えます。 <p>【再建 09 公平な税制】(P7)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民生活の現実を踏まえ、可処分所得を減らす消費税率の引き上げはしません。飲食料品分は実質非課税とします。 	<p>【再建 06 地方分権】(P6)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在6対4となっている国税と地方税の割合を当面5対5にします。 	<p>【再建 09 公平な税制】(P7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ガソリン税の暫定税率を廃止し、環境税に組み替えます。 	<p>【再建 09 公平な税制】(P7)</p> <ul style="list-style-type: none"> 低所得者、子育て世帯に対する給付付き税額控除制度(所得税の減額と給付金の支給を組み合わせて生活を支援するしくみ)を検討します。 法人税については、租税特別措置の縮小など課税ベースを拡大します。 高額所得者の最高税率を50%に戻し、基礎控除は現行38万円から76万円にします。公的年金の老年者控除等を復活します。 富の再配分や所得再配分の観点から、相続税や贈与税などの資産課税を強化します。 不要不急の事業や特別会計の見直し・無駄の排除に全力で取り組み、公共サービスの充実や国民生活向上に活用します。
05 国民新党				<p>【IV小泉・竹中改革の抜本的な見直し】(P9)</p> <p>2 仕送り減税の創設・奨学金制度の拡充 当該世帯の負担の軽減を図り、教育均等と地域全体の活性化を図ります。</p>
06 共産党	<p>【あいつぐ政権投げ出しの根本】(P1)</p> <p>経済・財政の問題でも、首相は、日本経団連の要求を受けて、「法人税率引き下げ」と一体に「消費税増税」の道をすすみはじめています。</p> <p>【国民生活と日本経済の危機をどう打開するか】(P2)</p> <p>○ 大企業減税の穴埋めの消費税増税には絶対反対です</p> <ul style="list-style-type: none"> 「強い財政」の目玉として、「消費税を含む税制の抜本改革に関する協議を超党派で開始」としてしています。菅首相は、「当面の消費税率は自民党が提案する10%を一つの参考にする」と増税をすすめることを言明しました。大企業減税の穴埋めに消費税の増税をはかるうというのです。 日本経団連や経済産業省は、法人税率を25~30%に引き下げることを要求しています。25%まで引き下げたら、消費税率にすると4%分に相当します。消費税を10%に増税しても、そのほとんどは、法人税減税で消えてしまうのです。実際、消費税が導入されて22年間で、消費税の税収は総額で224兆円になりますが、同時期の法人3税の減収は208兆円にのびります。消費税は、「社会保障のため」といって導入・増税されましたが、実態は法人税の減収分の「穴埋め」になってしまったのです。財界の要求を「丸呑み」して、大企業減税の穴埋めに消費税を増税するという道は、財政再建に 	<p>【3(3) 中小企業を支援する税制と社会保障のしくみをつくりまします】(政策集P7)</p> <p>中小企業を支援する税制・税務行政に転換する… …消費税増税に反対し、免税点の引き上げを行います。家族従事者に支払った賃金を必要経費として認めない所得税法56条の廃止、法人税の累進制の強化、中小企業の事業承継に関連した相続税の減免、商店街・町工場の固定資産税負担の軽減措置などをすすめます。</p>	<p>【7(2) 最大の排出源である産業界に対し、公的削減協定など実績のある施策を実施します】(政策集P17)</p> <p>企業の目標達成のための補助的手段としての「国内排出量取引制度」では、原単位方式ではなく、発電施設も含めた事業所の直接排出量の総量削減を定めます。二酸化炭素の排出量などに着目した環境税を導入し削減を加速します。</p>	<p>【5(1) “医療崩壊”の危機を打開し、国民皆保険をまもります】(政策集P12)</p> <p>高すぎる国民健康保険料(税)を引き下げ、保険証取り上げを中止する……国民健康保険は、加入者の所得が減っているにもかかわらず、保険料(税)がどんどん値上げされ、暮らしを圧迫し、深刻な負担となっています。その最大の要因は、1984年以来、国庫負担が削減されてきたことです。国の責任で国保料(税)をひとり当たり1万円、緊急に引き下げます。国庫負担を計画的に復元し、だれもが払える国保料(税)に改革します。</p> <p>失業や経営難に苦しむ人が、国保料(税)滞納を理由に保険証を取り上げられ、受診が遅れて重症化・死亡する事件が続発しています。生活困窮者からの保険証取り上げをただちにやめさせます。</p>

	<p>も、社会保障財源にも役立たず、国民の暮らしと景気を破壊し、日本経済の危機を深刻にするものとして、断固反対します。</p> <p>【1(1)大企業減税のツケ回しで消費税増税】 (政策集P1)</p> <p>財界が法人税減税とセットで消費税増税を主張するのは、財政の穴埋めが必要だからです。最大9兆円もの穴を埋めるためには、消費税率にして4%もの増税が国民に押しつけられることになります。菅首相は「消費税を増税しても、使い方を間違えなければ景気は悪化しない」などといいますが、大企業のためこみ利益を増やすだけの減税の穴埋めに充てるのが、「正しい使い方」だとでもいうのでしょうか。苦しい家計に増税を押しつけて、巨額の内部留保を抱える大企業に減税の大盤振る舞いをする—これで景気がよくなるとでもいうのでしょうか。</p> <p>消費税は、低所得者ほど負担が重い税金です。生活保護を受けている人にも、「派遣切り」にあった人にも、消費税は容赦なく課税されます。消費税の増税は、社会的格差をますます拡大することになり、断じて認められません。ましてや、大企業減税のツケ回しで消費税を増税することなど、絶対に許せません。</p> <p>【6(1)福祉・教育への国の責任後退を許さず、地方財源を保障します】(政策集P33)</p> <p>自公政権のもとで削減された地方交付税を回復します。民主党政権は今年度の税制改正大綱で「地方消費税の充実」を明記しましたが、消費税の大幅増税に直結するものであり、きびしく反対します。</p>			
07 みんなの党	<p>【Ⅲ 「地域主権型道州制」の導入で格差を是正する】(P9) 【再掲】</p> <p>2. 新たな「国のかたち」＝地域主権型道州制を導入し、霞が関は解体・再編する</p> <p>1. 7年以内に「地域主権型道州制」に移行。そのため、内閣に道州制担当専任大臣を設置し、道州制の理念、実現までの工程表、地方の代表も参加した遂行機関の設置等を明記した「道州制基本法」を10年度中に制定。</p> <p>2. 国の中央省庁の役割は、外交・安全保障、通貨、マクロ経済、社会保障のナショナルミニマム等に限定し、大幅に縮小・再編。地方出先機関は一部(徴税、海上保安等)を除いて先行的に移管又は廃止。</p> <p>3. 上記にともない、消費税、法人税等の税財源、国の資産・負債を再編成。消費税は地方の基幹・安定財源とする。</p>		<p>【V 埋蔵金 30兆円で財源はしっかり手当する】 (P12)</p> <p>2. その後の恒久財源については要検討</p> <p>2. ガソリンの暫定税率は一般財源化に伴い撤廃した上で、「環境税」に組み替え。</p> <p>○財源論(今後3年間)</p> <p>7. 道路特定財源の一般財源化(国の分) 3. 3兆円(暫定税率は環境税に組み換え)</p>	<p>【V 埋蔵金 30兆円で財源はしっかり手当する】 (P12)</p> <p>2. その後の恒久財源については要検討</p> <p>1. 「集中改革期間」における、税金のムダ遣い解消等の達成度を国民とともに厳しく精査の上、「生活崩壊」対応や社会保障の財源のあり方を、所得税、消費税、相続税等を含め検討。</p> <p>3. 寄附金の税額控除制度の大幅拡充により国民の浄財を活用。</p>

<p>08 新党改革</p>	<p>【改革その2 日本経済の復活】(P13) ■消費税の地方財源化、福祉目的税化 ○ 国が巨額の借金を抱え、財政危機に陥っている現状や、高齢化の進展によって社会福祉に一層の財源が必要になることを考えれば、消費税増税の議論は避けて通れません。行政のムダを排除することは、当然の前提ですが、2020年頃には消費税率を10%以上にしなければ、財政は立ち行かなくなります。法人税減税などとともに、税制全体の見直しを行います。 ○ 二桁の消費税をかける場合には、食品とそれ以外というように、複数税率を導入し、生活への影響を最小限に食い止めます。また、消費税は地方財源とした上で、福祉目的税化し、地域の実情にあった福祉サービスを提供するための財源へと、税制改革を断行します。</p>			
<p>09 たちあがれ</p>	<p>【2】強い財政】(P4) 1. 戦後最大の「税制革命」が日本を強くする ◇税制革命の主なポイント ①消費税 ・消費税を、「社会保障目的」税化します。 ・2012年度から3%アップします'経済回復期までは実質的な負担増にはしない(。消費税3%アップ分の使い道は、2%分を社会保障給付増にあて、残りの1%分は、所得・法人・中小企業減税に使用します。 ・経済回復後から段階的に4~7%引き上げ。全額を社会保障と子育ての充実に充てます。ただし、食料品など生活必需品には軽減税率を適用します。 ・低所得者については、給付付き税額控除制度を新設します。 【2】強い財政】(P5) 2. 財源に支えられた日本型「安心福祉社会」 原則5. 「割り勘」を増やしてリスクに対応 自助自立だけでは対応できないリスクは、社会全体で支えなければなりません。そのための必要最小限のコストは「割り勘」'共助(を段階的に増やすことでまかなうべきです。そのためにも、私たちは、2012年度8%、2020年度10%台半ばの福祉目的の消費税が必要と考えます。報酬比例型の保険料と、欧州諸国'税率20~25%(よりも低い税率の福祉目的の消費税によって、経済活力の維持と超高齢化社会を両立していきたいと思っています。 【2】強い財政】(P7)</p>	<p>【5】強いふるさと】(P13) 1. 山と海を守り、里を守り、治安を守る ① 地域力」を引き出す「ふるさと減税」「孫カワ減税」 ・「ふるさと減税」を実施します。特定地域地方、過疎、限界集落、離島(の居住者に対して所得税・住民税を軽減、事業所に対して公益法人並みの課税を適用します。</p>	<p>【2】強い財政】(P4) 1. 戦後最大の「税制革命」が日本を強くする ◇税制革命の主なポイント ⑤環境税・寄付税制 ・暫定税率を廃止し、環境税へ組替えます。エコ公共事業や水源地保護、山林対策、電線の地中化、学校の耐震事業の財源にします。 ・寄付によって公を支える仕組みを拡大するため、大学・NPOなどへの寄付税制を大幅拡大します。 【5】強いふるさと】(P13) 1. 山と海を守り、里を守り、治安を守る ②自然共生型のエコ公共事業 ・自然と共生した世界最先端の美しい国土をつくっていくことが日本の新たな強みです。道路財源の一部を「環境税」に振り替え、その税収を活用して新たな自然回復事業、つまり「エコ公共事業」を全国で実施していきます。 ・水源地でもある「森を守る」ために、地籍調査を完了させ、外国人土地法を制定します。また、環境税収を充当し、「森林防衛隊」の創設、農地並み相続税制度、買収防衛基金などを進めます。</p>	<p>【2】強い財政】(P4) 1. 戦後最大の「税制革命」が日本を強くする ◇税制革命の主なポイント ②所得税 ・2012年度から消費税1%相当を実質的に減税します。 ・給付付き税額控除制度で、勤労意欲を高めつつ低所得者対策を実施します。 ・高所得高齢者の年金等控除は撤廃します。 ・働く女性や高齢者にも頑張るほどメリットのある制度を採用します。例えば、2年間の現給比例型育児休業給付など。 ・一定の海外研修を終了した若者には、20歳代は所得税を減免します。 ③法人税・中小企業課税 ・2012年度から法人税率を10%引き下げます(実効税率は現在、中国と韓国は25%程度、欧州も30%前後であるのに、日本だけは約40%と突出して高いため、まずは欧州並みに引き下げます)。 ・中小企業軽減税率は半減します'地方法人税を廃止、地方消費税に)。 ・国・地方とも即時償却できる投資促進税制へ変更します。 ・研究開発、新規雇用促進のための税制優遇措置をとります。 ④贈与税・相続税 ・親の経済状態に関わらず、子供たちが質の高い教育を受けるための財源にするため、相続税を「教育税」に衣替えます。 ・住居用に、贈与税非課税枠(現行4000万円)を5000万円まで拡大します。</p>

	<p>4. 逃げない政治—財政健全化、議員歳費削減で率先垂範</p> <p>「消費税は3年間増税せず」、「歳出はマニフェストに沿って拡大する」民主党政権のままだと、間違いなく財政破綻になります。「たちあがれ日本」は、財政赤字（基礎的財政収支ベース）を今後3年で半減させます。そのために、以下の4つの政策に取り組みます。</p> <p>③ 「消費税を上げるのはまだ早い。まず無駄撲滅、脱官僚をやってから」というのは、逃げの政治</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2012年度に福祉目的の消費税増税（+3%）を行います。その後は、経済回復状況を見て、2010年代半ばまでにさらに4～7%上げます。 			<p>⑥納税者番号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障番号と一体化し、2012年度から導入します。 ・ 電子申告を拡大します。
--	---	--	--	---

4 子ども手当・子育て他

政党	4 子ども手当・子育て他	
	子ども手当関係	子育て関係
01 民主党	<p>【4 子育て・教育】(P13) 未来を担う子どもたちへの政策を最優先にします。 チルドレン・ファースト。子育て支援や高等教育も含めた教育政策のさらなる充実で、社会全体で子どもを育てる国をつくりあげます。 ○財源を確保しつつ、すでに支給している「子ども手当」を1万3000円から上積みします。 ○上積み分については、地域の実情に応じて、現物サービスにも代えられるようにします。 ・現物サービスとして、保育所定員増・保育料軽減、子どもの医療費の負担軽減、給食の無料化、ワクチン接種の公費助成などを検討します。 ○2011年度から「子ども手当」に国内居住要件を課します。海外に住んでいる子どもは対象にしません。</p> <p>[実現したこと] (P20) 【20. 子ども手当の支給開始】 ○中学生以下の子ども一人あたり月額1万3000円の「子ども手当」の支給を開始しました。</p>	<p>【4 子育て・教育】(P13) 未来を担う子どもたちへの政策を最優先にします。 チルドレン・ファースト。子育て支援や高等教育も含めた教育政策のさらなる充実で、社会全体で子どもを育てる国をつくりあげます。 ○財源を確保しつつ、すでに支給している「子ども手当」を1万3000円から上積みします。 ○上積み分については、地域の実情に応じて、現物サービスにも代えられるようにします。 ・現物サービスとして、保育所定員増・保育料軽減、子どもの医療費の負担軽減、給食の無料化、ワクチン接種の公費助成などを検討します。 ○出産育児一時金、不妊治療支援など出産にかかわる支援策を拡充します。 ○出産から成長段階までの切れ目のないサービスを実施します。特に、就学前の子どもの保育・教育の一体的提供を進めます。</p> <p>[実現したこと] (P20) 【21. 保育サービスの拡充】 ○2010年度から14年度にかけて、保育所の定員を毎年5万人増やすことを決定し、これに沿って実施しています。</p>
02 自民党	<p>【39 子どもたちの成長に合わせた切れ目のない子育て支援】(P10)</p> <p>「子ども手当」に関しては財源の裏付けもなく、また、政策目的や効果も不明であることから全面的に見直します。特に外国人の海外在住の子どもに対しては、子ども手当の支給を早急に停止します。</p>	<p>【39 子どもたちの成長に合わせた切れ目のない子育て支援】(P10) ○特定不妊治療に要する費用の全額助成と年間回数制限（現行2回）の撤廃 ○妊婦健診費用の公費負担の継続 ○周産期医療ネットワークの整備・充実 ○出産一時金60万円への拡充、居住地域で出産できるよう産科医療機関の開業を支援するなど出産環境の整備 ○父親の産休・育休取得のための環境整備（8819運動） ○0～3歳児のいる家庭への訪問育児支援の推進 ○母子家庭等が子育てと就業の両立ができるよう環境整備の充実 ○国の責任において良質な保育所を整備・拡充し、待機児童ゼロ作戦を実現 ○地方における保育所の定員割れ対策 ○保育所施設基準の維持・改善、保育士等の処遇改善及び人員の確保 ○3歳から小学校就学までの国公立立すべての保育料・幼稚園費の無料化 ○病児・病後児保育や一時預かり保育、地域子育て支援センター・ファミリーサポートセンターの拡充などの保育メニュー充実への支援 ○感染症の拡大防止システムなど乳幼児の安心・安全を確保する仕組みの構築 ○子どもの医療費無料化 ○小学校給食の無償化など小・中学生の子どもがいる家庭への支援 ○放課後児童クラブについて、既設の小学校施設の活用などにより全ての小学校区での設置、その規模の適正化や指導員の増員・処遇改善などによる質の確保、「公的責任」や「最低基準」などの法的根拠の明確化 ○放課後子ども教室を活かした補習支援 ○理科・数学の教科担任制や全国学力調査、教員免許更新制度の復活など公教育の充実 ○高校生や大学生への給付型も含めた奨学金の拡充などを実施します。 特に、保育に関しては保育の質の低下、保護者負担の増加、保育従事者の処遇の低下を引き起こす恐れのある保育の産業化ではなく、児童福祉として子どもの健やかな育ちを保障し、子育て家庭の支援を積極的に行うとともに、貧困や格差に対するセーフティネットとしての機能も含め保育制度の充実を図ります。</p>

		<p>上記の子育て支援サービスの一部については、地域の実情に合わせて組み合わせることができるよう、子育て交付金を創設し、各自治体において、親・保育関係者・地域住民・行政の協議に基づいた予算配分と創意工夫が生かせるようにします。</p>
03 公明党		<p>[政策集] 【安心の子育て、少子化対策】(P23) ○幼児教育の無償化 ・少子化対策の充実を図るため、小学校就学前3年間の幼稚園・保育所・認定こども園等の幼児教育の無償化を進めます。 ○社会全体で子どもを育む環境の整備 ・月額1万3,000円を中学生まで支給する2010年度の子ども手当は、実質、児童手当の拡充でした。今後は、手当の更なる拡充よりも、むしろ保育サービスの一層の拡充など子育て環境の整備に力を入れます。 ・待機児童ゼロに向けた保育所の緊急整備を行うとともに、保育ママや延長保育、病児・病後児保育、休日保育など多様なニーズに応じた保育サービスの拡充を図ります。また、総合的な放課後児童対策の拡充を図るなど、社会全体で子どもを育む環境の整備を推進します。 認可外保育施設に関して、国の最低基準を満たしながらも認可されない現行制度を見直し、認可できる仕組みをつくりまします。 認定こども園の整備を促進するため、地方裁量型を含む全ての類型に対する新たな国庫補助を創設します。 ○妊婦健診の完全無料化の推進 ・望ましいとされる14回の健診を無料で受けられるよう財政的支援を継続します。また、里帰り先での健診や助産所での健診についても助成の対象となるよう、さらなる拡充を図ります。 ○出産育児一時金の拡充 ・出産育児一時金を現行42万円から50万円へと引き上げをめざします。 ○乳幼児医療費の負担軽減の推進 ・子育て世帯の医療費の軽減を図るため、未就学児2割負担から中学生までを1割負担に軽減します。さらに、各自治体へ財政的支援を行い無料化の取り組みを推進します。 ○「仕事と生活の調和推進基本法」の制定 ・「仕事と生活の調和推進基本法」を制定し、国を挙げて企業と国民が一体となった「働き方改革」を推進し、ワーク・ライフ・バランスが図られる社会を構築します。また、テレワーク普及に向けた環境整備を図るとともに、企業に対する相談・助言を行う「仕事と生活の調和推進アドバイザー」を創設します。 ○中小企業の育児支援策の充実 ・育児休業の取得や短時間勤務の導入を奨励するため、従業員100人未満の中小企業に対し、育児休業取得者1人当たり100万円の助成を拡充します。 ○地域の子育て支援体制の充実 ・つどいの広場、地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの整備など、地域子育て支援体制を充実させます。 ○児童虐待防止対策の推進 ・児童虐待によって一時保護が必要なケースで、民法上の親権を制限できる制度を検討します。児童相談所、市区町村に児童福祉司等の専門家の配置を拡充し、子育てなどのアドバイスをする「家庭訪問つき相談支援事業」を創設します。里親制度の推進も図ります。</p> <p>【社会総がかりで教育安心社会を構築】(P23) ○教育費の負担軽減 ・子どもの豊かな成長、健康の増進、人格形成にプラスとなる食育推進の観点から、公立小学校給食の無償化を実現します。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育の無償化の範囲を、授業料・教科書費以外の校外学習費・学用品費・補助教材費などにも拡大します。 ・中学生・高校生を持つ保護者の教育費負担を軽減するため、家計にかかる教育関係費の一部を税額控除します。
04 社民党	<p>【子ども・若者・女性】(P5) [再建 04 人生まるごと応援] ○子ども一人ひとりの育ちを応援するために「子ども手当」の本格実施をめざします。子ども手当は、中学修了までの子ども1人につき月額1万3千円とします。</p>	<p>【子ども・若者・女性】(P5) [再建 04 人生まるごと応援] ○子どもの貧困の解消に全力で取り組みます。 ○良質な保育施設や学童保育を増やし、待機児童ゼロにして、子どもの育ちと親の就労を保障します。 ○子どもに関する総合的な政策を一元的に行う「子ども省」の創設、「子どもの権利基本法」の制定に取り組みます。 ○妊婦健診や出産に健康保険を適用し、自己負担分を無料にします。助産師の力を活用し、身近な地域で安心して出産できる施設を増やします。</p>
05 国民新党		<p>【IV 小泉・竹中改革の抜本的見直し 格差の解消、地域の再生】(P9) ○子育て環境の強化 待機児童対策の一層の推進や病児保育の充実など、男性も女性もいきいきと仕事が出来、家族を大切に出来る様な仕組み作りを進めてゆきます。</p> <p>[政策集] 【4. 子育て環境の強化】(P14) 小泉、竹中改革の中で、就労と子育ての両立に悩む小さな子供を抱えた家庭は長い間、置き去りにされてきました。しかし少子化対策の為に格差社会の解消の為に、仕事をしながら安心して子供を育てられるように、子育て環境を一刻も早く整えてゆく必要があります。国民新党は待機児童対策の一層の推進や病児保育の充実など、男性も女性もいきいきと仕事が出来、家族を大切に出来る様な仕組み作りを進めてゆきます。</p>
06 共産党	<p>[政策集] 【6. 安心して子育てできる社会に。国の責任で総合的な子育て支援を進めます】(P15、16) 子育て支援は、仕事と子育ての両立、経済的負担の軽減、「子どもの貧困」の解決など、“子育てがしにくい”という日本社会のあり方への総合的な取り組みが必要です。 (1) 子育てと仕事が両立できる社会をめざします ○子ども手当を口実とした庶民への増税に反対する……政府は、子ども手当を理由にして、配偶者控除や扶養控除の廃止による増税をねらっています。生計費非課税の原則を踏みにじる増税には反対します。</p>	<p>【雇用、中小企業、農林漁業、社会保障、環境-日本経済を元気にします】(P4、5) ○社会保障を削減から充実へ抜本的に転換します 高すぎる医療費の窓口負担の引き下げをめざし、まず高齢者と子どもの医療費の無料化を国の制度として実施します。 ○認可保育所の抜本的増設など総合的な子育て支援をすすめます 国の責任で認可保育所を1年間で10万人分建設し、待機児問題を解決し、安心して預けられる保育制度をきずきます。子育てと仕事の両立、教育費の負担軽減など、総合的な子育て支援をすすめます。待機児童解消の名で、保育の「規制緩和」と子どもたちの「詰め込み」をおこなうことにはきびしく反対します。</p> <p>[政策集] 【6. 安心して子育てできる社会に。国の責任で総合的な子育て支援を進めます】(P15、16) 子育て支援は、仕事と子育ての両立、経済的負担の軽減、「子どもの貧困」の解決など、“子育てがしにくい”という日本社会のあり方への総合的な取り組みが必要です。 (1) 子育てと仕事が両立できる社会をめざします ○待機児解消、保護者の負担軽減に……保育所に入れない待機児は5万人。認可外施設やベビーホテルなどに預けられている子どもや保育所への入所を希望している潜在的な待機児童なども含めると100万人近くになるとされています。待機児童を速やかにゼロにするために、当面一年間で10万人分、3年間で30万人分の保育所を国の責任で整備します。それとともに保育士の待遇改善、保育料の負担軽減などのために、年間4000億円程度の財源を確保し、保育制度を充実させます。建設費あわせて、幼稚園の授業料の負担軽減や、希望者全員が入れる学童保育をめざします。</p>

		<p>政府・厚生労働省は保育所の面積や職員配置などの国の最低基準をなくし、都道府県の条例にゆだねる「地方主権」改革で規制緩和をねらっています。保育所に対する市町村の義務をなくして保護者と保育所の「直接『契約』・自己責任」にする、保育料に「応益負担」を導入する仕組みに変えることも検討しています。保育への公的責任を後退させ、負担増や格差をもち込む大改悪を中止させ、公的保育を守り、充実させます。</p> <p>(2) 子どもの医療費負担軽減を拡充します 小学校入学前までの子どもの医療費制度を国の制度として確立し、そこに自治体独自助成を上乗せできるようにして医療費負担軽減を拡充します。</p> <p>(3) 教育費負担の軽減・無償化をすすめ、子育ての不安をなくします 子どもを持つ上での不安のトップはどの世代も、「経済的負担の増加」です(内閣府調査)。なかでも教育費の負担は重く、高校入学から大学卒業にまでかかる費用は子ども一人当たり平均1007万円、教育費は年収の34%にのぼり、年収200～400万円の世帯では48.3%に達します(日本政策金融公庫調査)。高校も大学も無償化していくことは、国際人権規約で定められている世界のルールであり、ヨーロッパでは教育費負担がほとんどかからない国が少なくありません。日本共産党は義務教育、専門学校をふくむ全ての段階で教育費の軽減・無償化をすすめます。</p>
07 みんなの党	<p>【II 生活重視の当たり前の政治を実現する】(P8) 「百年安心」のセーフティネットを構築し、生活崩壊をくいとめる 2. 子育て支援を国政の中心にする 1. 子育て手当を欧州並みに(2万円～3万円/人・月)。義務教育期間まで支給。</p>	<p>【II 生活重視の当たり前の政治を実現する】(P8) 「百年安心」のセーフティネットを構築し、生活崩壊をくいとめる 2. 子育て支援を国政の中心にする 2. 子育てしながら働ける環境づくり(待機児童ゼロ、保育ママ・病児・一時保育の拡充、育児休暇取得の円滑化、職場の意識改革等)。 3. 幼児医療の無償化(若年層の負担軽減)。 4. 高校、専門学校、大学等の高等教育への奨学金制度の拡充(出世払い・返済不要型の活用等。)</p>
08 新党改革	<p>【改革その4 安心して暮らせる社会】(P19) ○待機児童対策、少子化対策に効く子ども手当 ・民主党の目玉政策として、子ども手当がありますが、そのバラマキ政策の効果は大いに疑問です。月26,000円では、養育費や教育費をまかなうことはできないし、子供のために使われているかを確かめることは出来ません。少子化対策の必要性は論を待ちませんが、子ども手当があるから、子供を作ったという事例はどのくらいいるのでしょうか。 ・より目の前に差し迫った課題として、待機児童の問題があります。幼稚園や保育が増設されていますが、不況で稼ぎに出るお母さんが増えたこともあり、全く間に合いません。待機児童数は、2007年4月の17,926人から、2009年10月には46,058人まで拡大しています。 ・待機児童解消のための幼稚園・保育園の増設、費用の無料化の検討を通じて、バラマキ政策ではない、少子化対策の再構築を図っていきます。 ・議論の結果、子ども手当を残す場合には、1人目は13,000円、2人目は16,000円、3人目は20,000円、4人目は26,000円という形に、子供を多く作るインセンティブを与える制度に改善していきます。</p>	
09 たちあがれ	<p>【2】強い財政】(P5) 2. 財源に支えられた日本型「安心福祉社会」(P5) ③原則3. 「タダ乗り」助長型の福祉制度は間違い 民主党の子ども手当(年間5兆円超)や税方式の最低保障年金は、「タダ乗り」助長型福祉です。こんな制度が広がると、頑張って働こうとする国民の意欲は確実に削がれていきます。「生涯現役・女性活躍社会」では、「自助自立」を尊重し、「働く意欲」を伸ばす福祉制度が基本です。例えば、子育て支援でも、乳幼児の子育てを経て、再び働きたい女性にメリットがある支援(保育施設増設、病児保育の充実、幼児教育無償化、職場復帰支援など)に集中すべきです。</p>	<p>【【1】強い経済】(P3) 3. 「生涯現役・女性活躍」社会への転換 [2]働きたい女性の皆さんへ 知識経済の世界競争が激しくなる現代では、感性に秀でた女性の能力は「日本の宝」です。女性の能力をもっと活かす社会に変えることで成長力倍増をめざします。具体的には、出産後の女性の継続就業率を欧州並み55%まで引き上げ、女性管理職比率も30%以上を目指します。 ①頑張るほど報われる育児休業へ。 ・安心して育児に専念できるようにするため、育児休業期間中の給与の一部を保障する、2年間の現給比例型育児休業給付を創設します。</p>

	<p>【1】強い経済】(P 3) 3. 「生涯現役・女性活躍」社会への転換 [2]働きたい女性の皆さんへ ②低中所得家庭の子育てを重点支援します。 ・所得と関係なく配られる民主党の「子ども手当」は凍結します。代わって新たに、子育て給付付き税額控除を導入します。</p>	<p>③働く女性のニーズにあった子育て支援を充実します。 ・幼児教育の無償化、保育園の拡充と幼稚園・保育園の一元化、病児保育の充実、子育て後の職場復帰支援を一体的に実施します。 ・小学校低学年向けの学童保育を充実させます。</p> <p>【2】強い財政】(P 7) 3. 次世代に迷惑をかけずに医療や年金の「安心」を強くする (P 7) [3]子育て ①子育てとその後の職場復帰支援 ・子育てに悩む方々のために、親としてのあり方を学ぶ「親学」を推進します。 ・質の高い保育サービスを抜本強化します。具体的には、幼児用学習指導要領を策定し、幼保一元化など規制緩和、保育人材育成、幼児教育無償化、保育施設整備支援を集中実施、子育て後の職場復帰支援を一体的に推進します。 ・「病児保育」の附置を大幅に拡大します。 ②母子保健対策や不妊治療補助を拡大</p> <p>【4】強い教育】(P13) 2. 教員免許更新制と全国学力テストの再開 ③幼児教育無償化 ・親同士の連携を促す観点から、幼児教育の無償化、幼保一元化、子育て支援人材の育成などを一体として進める「幼児教育ビックバン」を行います。</p>
--	---	--

5 医療保険（国保）制度

政党	5 医療保険（国保）制度	
	後期高齢者医療制度関係	その他医療保険制度関係
01 民主党	<p>【5 年金・医療・介護・障がい者福祉】(P14) ○後期高齢者医療制度は廃止し、2013年度から新しい高齢者医療制度をスタートさせます。</p> <p>[実現したこと](P20) 【31. 後期高齢者医療制度】 ○後期高齢者医療制度の廃止に向けて新たな制度の検討を進めるとともに、廃止に先駆けて、診療内容や診療報酬における年齢差別を廃止しました。</p> <p>[まだ、実現できていないこと](P22) ○後期高齢者医療制度の廃止については、廃止後の制度について、広く国民的な議論を行って結論を得るまでの間は、負担軽減措置を継続しつつ、後期高齢者医療制度を存続させることとしました。</p>	
02 自民党	<p>【4 1 持続可能な安心できる医療の実現】(P11) 高齢者の方々の生活実態や思いに合わせた医療保険制度とするため、高齢者医療制度の対象年齢を65歳以上とし、同時に、それまで被用者保険に加入していた方々は、配偶者も含め被用者保険に引き続き加入できるように見直します。 また、税制改正の実現を前提に、公費負担に関しても65歳以上全体を対象とすることとし、その増額を行うことにより、高齢者医療制度の財政を円滑化し、国保、協会けんぽ、組合健保、共済健保などの保険料率の上昇を抑え、国民皆保険制度を守ります。</p>	<p>【4 1 持続可能な安心できる医療の実現】(P11) 景気低迷の中、「現行の高額療養費の限度額は高い」との声もあり、誰でも安心して医療が受けられるよう高額療養費の限度額を引き下げます。併せて、窓口負担の軽減について検討します。</p>
03 公明党	<p>[政策集] 【安心の医療】(P18) ○長寿医療制度 ・現行の保険料軽減措置の継続 低所得者等の保険料負担の軽減措置を継続します。 ・被用者保険への継続加入措置の創設 被用者保険の被保険者であった方については、被用者保険に引き続き加入できるように配慮措置を講じます。 ・公費負担割合の引き上げによる保険料水準の抑制 公費5割、現役世代の支援金4割、高齢者の保険料1割の負担割合のうち、公費負担の引き上げを行い保険料負担を軽減します。 ・高額療養費制度の見直し 70歳以上の外来における窓口負担の自己負担限度額を引き下げます。</p> <p>○前期高齢者医療制度および一般の医療保険制度 ・70歳以上1割負担の継続 70～74歳の窓口1割負担を継続します。 ・公費負担による前期高齢者医療制度にかかる被用者保険の財政調整負担の軽減 前期高齢者医療制度における財政調整による健康保険組合等の負担増の軽減を図るため、公費を投入・拡大します。</p>	<p>[政策集] 【安心の医療】(P18) ○前期高齢者医療制度および一般の医療保険制度 ・高額療養費制度の見直し 医療費の窓口負担が一定額を超えた場合に払い戻される「高額療養費制度」を見直し、70歳未満の年間所得300万円以下世帯（住民税非課税世帯は除く）の負担上限額を現行の月額約8万円から月額約4万円に引き下げます。 一方、70歳未満について医療費が21,000円を超えたものでないと世帯合算できないことや、同じ医療機関でも内科と歯科は別計算で合算できないこと、あるいは2つ以上の医療機関にかかった場合も合算できないことなど、現行制度が抱える問題を早急に見直します。 ・「利用者負担総合キャップ制」（仮称）の創設 医療・介護・自立支援給付等の自己負担を合算して総合的な負担の上限を決め調整する「利用者負担総合キャップ制」（仮称）を創設します。 ・国民健康保険制度の広域運営の拡大と一元化の検討 当面、国民健康保険の都道府県単位の財政調整の強化により広域化を図るとともに、都道府県単位の一元化された地域保険の創設に向け検討を進めます。</p>
04 社民党	<p>【社会保障】(P5) [再建 03 セーフティネットを充実] ○「後期高齢者医療制度」を廃止します。国民皆保険制度を守ります。</p>	

05 国民新党		<p>【V 医療・福祉の政府保証 安心の回復】(P10)</p> <p>1 医療保険制度の一元化と OECD 並み医療費の確保 現在、全国で地域・職域別に 4000 以上にも分かれている健康保険組合を統合し、医療保険制度の一元化を図ります。同時に患者さんの窓口負担を上限 20%に軽減します。</p> <p>[政策集] (P14)</p> <p>1. 医療保険制度の一元化と OECD 並み医療費の確保 医療の高度化と高齢化社会が進み行く中、今までのような社会保障費削減路線の延長線上に国民の安心・安全はあり得ません。私達は経済の危機が叫ばれる今日だからこそ、生活の基盤でもある医療・介護・年金分野をしっかりと守る事が、経済を含め、我が国の成熟した次なる成長につながってゆくと確信しています。 現在、全国で地域・職域別に 4000 以上にも分かれている健康保険組合を統合し、医療保険制度の一元化を図ります。保険料は地域毎の状況を反映しながらも公平・簡素を原則に運用し、同時に患者さんの窓口負担を上限 20%に軽減します。</p>
06 共産党	<p>【雇用、中小企業、農林漁業、社会保障、環境-日本経済を元気にします】(P4)</p> <p>民主党政権は、後期高齢者医療制度の「すみやかな廃止」を公約にしながら、「4年先」まで先送りし、しかも廃止後につくる「新しい制度」は、「65 歳以上の高齢者は、全員国保に加入させたい」で、64 歳以下とは別勘定にする」というものを検討しています。これでは「姥捨て山」をもっと広げることになってしまいます。高齢者を差別する後期高齢者医療制度の即時廃止をもとめます。</p> <p>[政策集]</p> <p>【5、社会保障——「削減」から「充実」へ、政策を抜本的に転換します】(P12)</p> <p>(1) “医療崩壊”の危機を打開し、国民皆保険をまもります 後期高齢者医療制度をすみやかに廃止する……公約を破って後期高齢者医療制度を温存し、保険料値上げなど制度の害悪を拡大しつづける民為党の裏切りに、国民の怒りが広がっています。しかも、民主党政権が 2013 年度の導入を検討している「新制度」案は、65 歳以上の高齢者を現役世代と「別勘定の国保」に加入させ、負担増や差別の対象を「75 歳以上」から「65 歳以上」に広げるといふものです。差別医療制度の温存・拡大を許さず、すみやかに撤廃して、元の老人保健制度に戻します。</p>	<p>【雇用、中小企業、農林漁業、社会保障、環境-日本経済を元気にします】(P4)</p> <p>高すぎる国保料を国の責任で 1 万円引き下げ、保険証取り上げはやめさせます。高すぎる医療費の窓口負担の引き下げをめざし、まず高齢者と子どもの医療費の無料化を国の制度として実施します。</p>
07 みんなの党	<p>【II 生活重視の当たり前の政治を実現する】(P7)</p> <p>「百年安心」のセーフティネットを構築し、生活崩壊をくいとめる</p> <p>1. 病院崩壊、老人ホーム崩壊、年金崩壊を防ぐ(医療・介護)</p> <p>1. 後期高齢者医療制度は廃止し、早期に医療保険を一元化。それまでの間は、サラリーマンOBは被用者保険で面倒をみる「突き抜け方式」を検討。国民健保には一定の財政支援。</p>	<p>【II 生活重視の当たり前の政治を実現する】(P7)</p> <p>「百年安心」のセーフティネットを構築し、生活崩壊をくいとめる</p> <p>2. 医師・看護師不足や救急車たらい回し等への対策を強化(救急、周産期、外科等に従事する医師の待遇改善、医学部定員増、医師の地域・診療科偏在の是正、女医の復帰支援策等)。</p> <p>3. 介護士処遇の抜本改善(月給 15 万円からの脱却)等介護現場を建て直し。</p>
08 新党改革		
09 たちあがれ		<p>【3. 「生涯現役・女性活躍」社会への転換】(P3)</p> <p>[1]働きたい高齢者の皆さんへ</p> <p>①働く高齢者を優遇します。 ・医療保険や介護保険の自己負担額を軽減します。</p>